

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和47年7月から53年3月まで

私は、申立期間①について、勤務していた事業所に集金に来ていたA市職員に国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間②のうち前半の期間について、昭和47年に婚姻した夫と営業していた事業所に集金に来ていた同市職員に、後半の期間については、A信用金庫B支店で納付書又は口座振替により、私が夫婦二人の保険料を併せて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿等により、申立人は、計3か月の未納期間を除き、申立期間後の国民年金保険料を全て納付し、昭和54年4月以降はA信用金庫B支店の申立人の夫の普通預金口座から振替により保険料を納付していることが確認できる上、申立人が国民年金保険料を納付したとするその夫についても、1か月の未納期間を除き、49年4月以降の保険料を全て納付し、同様に54年4月以降は同普通預金口座から振替により保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①において、A市では、印紙を国民年金手帳に貼付し検認を行う印紙検認方式により国民年金保険料を収納していたが、申立人が所持する国民年金手帳により、同市が当該期間の保険料を収納した国民年金印紙検認記録は確認できないことから、同市職員が集金により申立期間①の保険料を収納したものと認められないものの、申立期間①の前後の期間は保険料

の納付済期間である上、申立期間①は6か月と短期間であることを考慮すると、当時国民年金保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間①の保険料を過年度納付したものと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和47年の婚姻後に、A市C区から同市D区へ国民年金の住所変更手続を行ったか不明である。」と述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和46年5月2日にE町からA市（現在は、A市C区）へ転居し、国民年金の住所変更手続を行ったことが確認できるが、当該特殊台帳により、50年1月30日の時点で、申立人は前住所地の同市C区において不在者とされ、その後、53年4月20日に同市F区へ転居し国民年金の住所変更手続を行ったことが確認できることから、申立期間②当時、同市G区に在住していた申立人は、国民年金の住所変更手続を行っていなかったものと推認できる。

また、申立期間②のうち昭和50年4月から53年3月までについて、A市では、全ての国民年金加入者について納付書による国民年金保険料の収納を行っていたが、既述のとおり50年1月30日時点で、国民年金の住所変更手続を行っていなかった申立人に保険料の納付書は到達しなかったものと推認できることから、申立人は当該期間の保険料を納付できなかったものと考えるのが自然である。

さらに、昭和47年8月頃に婚姻し、申立人が国民年金保険料を併せて納付したとする申立人の夫について、申立期間②のうち同年7月から49年3月までの期間は、保険料の申請免除期間であることから、申立人の夫の分と併せて国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間②は69か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成6年10月は53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで

申立期間の標準報酬月額について、報酬月額は減額されていなかったにもかかわらず、申立期間前後の標準報酬月額に比べ著しく低額となっている。

当時の賃金台帳等を保管しているので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る平成6年度及び7年度の賃金台帳(写)、7年度及び8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書によると、申立人は申立期間において、平成6年10月は標準報酬月額53万円に見合う厚生年金保険料、同年11月から7年9月までは標準報酬月額59万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、当該事業所から提出された社会保険事務所の平成6年8月8日付け受付印及び同年9月19日付け確認印が押されている健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(以下「標準報酬決定通知書」という。)により、申立人の標準報酬月額は53万円であることが確認できる上、7年8月8日付け受付印及び同年10月4日付け確認印が押されている標準報酬決定通知書により、申立人の厚生年金保険に係る従前の標準報酬月額は59万円であることが確認できる。

さらに、当該事業所では、「申立期間当時、当社はB厚生年金基金に加入しており、毎年の定時決定の届出用紙については前年の標準報酬月額記録が印字

されている複写式のものを使用しており、同基金に提出後に社会保険事務所に提出していた。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立期間前後の年の社会保険事務所と同基金への届出は複写式となっており、両者の報酬月額に係るデータは同一の内容であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成6年10月は53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同法人における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日

A社から支給された申立期間に係るB手当について、当該手当に係る厚生年金保険の記録が無い。

A社では、社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料はB手当から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳(個人別)により、申立人は、平成17年10月1日に、同法人からB手当(12万4,000円)の支払いを受け、厚生年金保険料(8,419円)を事業主により同手当から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険料控除額(8,419円)については、賞与額に基づく標準賞与額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の71.44)を乗じて求められる金額(8,858円)とは合致せず、当該標準賞与額に平成16年10月に改定される以前の同保険料率(1,000分の67.9)を乗じ

て求められる金額と合致することが確認できることから、事業主が、申立期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤ったものと考えられ、この結果、当該厚生年金保険料控除額（8,419円）に見合う標準賞与額は、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低額の11万8,000円となる。

一方、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、当該事業所は、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の不足分439円を追加徴収したとしているが、当該差額の保険料を徴収されたのは、当該賞与が支払われた日から2年を経過した時点であることが確認できることから、特例法のあっせん対象には当たらない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年2月1日であると認められることから、申立期間③の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記訂正後の標準報酬月額（32万円）に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成2年8月1日から同年9月1日まで
② 平成2年9月1日から同年10月1日まで
③ 平成2年10月1日から3年2月1日まで

平成2年1月にA社に入社し、同年8月1日から同社を退職した3年1月31日までの期間は、同社において厚生年金保険に加入していた。

しかし、年金記録を照会したところ、申立期間①及び③の厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、当時の給与明細書によると、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額よりも高い保険料が給与から控除されている。

全ての申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本において当該事業所の事業主となっている者は、「私は従業員として勤務しており、事業主になったことはない。会社の経営についても一切関与していない。」と供述し、同人から名前が挙げられた当該事業所の実質的な経営者は、「全ての申立期間について、申立人の主張どおりの厚生年金保険料を控除し、これを社会保険事務所（当時）に納付した。」と主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及

び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された申立期間②の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、特例法に基づき、申立人から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、当該事業所の実質的な経営者は、当該保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、雇用保険被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間③において当該事業所に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成2年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされているが、その処理は、当該事業所が同保険の適用事業所でなくなった後の3年8月7日に行われていることが確認できるとともに、同日付けで、申立人の同保険の被保険者資格喪失日が同年2月1日から2年10月1日に遡って訂正処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成2年10月1日以後も当該事業所において厚生年金保険に加入していた同僚10人について、3年8月7日付けで申立人と同様な処理が行われていることが確認できる上、商業・法人登記簿謄本により、当該期間に当該事業所は、法人事業所であったことが確認できることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、当該事業所の実質的な経営者は、「経営状態が悪化し、社会保険事務所に保険料の納付について猶予を求めたが、その際、『厚生年金保険の加入資格を遡って取り消す。』と言われたことを記憶している。しかし、従業員の加入記録まで取り消されているとは思っていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年10月1日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、当該訂正処理前の同資格喪失日である3年2月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、当該訂正処理前の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち平成2年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間における報酬月額に相当する標準報酬月額及び事業主により給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも当該訂正処理前の標準報酬月額（32万円）を上回っていることが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、申立人から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、当該事業所の実質的な経営者は、当該保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私は、平成 4 年 10 月に会社を辞めた後、A 社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った際に、同所職員に国民年金保険料の未納期間が 1 か月あるので、今、払っておかないと将来年金をもらえなくなると言われ、その場でその保険料を支払ったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成 4 年 10 月頃に、A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により B 社会保険事務所（当時）において、同年 10 月 30 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金に係る加入手続は、同年 10 月頃に B 市において行われたものと推認でき、その時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたと考えられる。

また、申立人は、A 社会保険事務所において、国民年金の加入手続と保険料納付を行ったとするところ、申立人が勤務していた会社を退職した平成 4 年 10 月当時の住所地は C 市で、その後、B 市に転居しており、同事務所で加入手続はできなかったものと推測される上、保険料の未納期間が 1 か月あると言われて納付したとするが、申立期間は 3 か月と申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

申立期間は、国民年金の未加入期間となっているが、任意加入していた国民年金について、資格喪失を行った記憶はなく、国民年金保険料を納付していたはずなので、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の夫の加入手続及び保険料納付に係る記憶は曖昧であることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和53年1月から国民年金に任意加入し、付加保険にも加入しているところ、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格は、57年10月15日付けで喪失していることが確認できることから、申立人は、申立期間について国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年4月までの期間及び16年4月から19年3月までの期間の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月から15年4月まで
② 平成16年4月から19年3月まで

私は、平成14年12月頃、A市役所において、国民年金の加入手続を行い、その際、学生納付特例の申請手続も行った。

その後は、毎年、B市又はA市のいずれかの市役所に出向き、当該申請手続を行ってきた。

申立期間の当該申請が認められず、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成14年12月頃、A市において国民年金の加入手続及び平成14年度の学生納付特例の申請手続を行ったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、15年6月23日にC社会保険事務所（当時）において払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたと推認され、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入で、同年度の保険料について当該申請手続を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人は、平成15年度の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請手続を、平成15年4月にB市又はA市で行ったと述べているところ、オンライン記録により、15年6月20日に15年5月から16年3月までの当該申請手続がB市で行われていることが確認でき、15年度当時の学生納付特例制度では、申請のあった日の属する月の前月から承認（不承認）される規定となっていたため、申立人は当該申請手続時点において、15年4月に係

る当該申請手続を行うことができなかつたものと推認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成16年度及び17年度の学生納付特例の申請手続を、B市又はA市で行ったと述べ、いずれの市で申請手続を行ったかの記憶は曖昧であるとしているところ、申立期間当時、居住していたとするA市の住民基本台帳により、申立人の住所地は、平成18年11月17日付けでB市からA市へ移転していることが確認できる上、申立人のオンライン記録においても、申立人の住所地がA市へ変更されたのは同日であることが確認できることから、申立人は当該移転時点まで、当該申請手続をA市において行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の姉は、申立人の学生納付特例に係る平成15年度の申請手続は、申立人の母親がB市で行ったが、翌年度以降の当該申請手続については関与していないと述べ、同市においても、申立人の学生納付特例承認は、平成15年5月から16年3月までと回答しており、16年度以降の当該申請手続を行った記録は確認できない。

さらに、申立人は、平成18年度の学生納付特例の申請手続は、大学院に入学した平成18年4月頃に行ったと述べているところ、申立人の主張する4月時点では、A市に住所移転しておらず、当該年度の同申請手続も同市においても行うことはできなかつたものと推認でき、ほかに申立期間に係る当該申請手続が行われたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年5月まで

私は、昭和49年2月にそれまで勤務していた職場を退職する際、その職場から国民年金への加入を勧められたことから、当時居住していたA市において、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付書により金融機関の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、居住していたA市において、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、i) 同手帳記号番号払出管理簿により、B町において、婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できること、ii) オンライン記録により、申立人は、昭和50年6月26日に国民年金に任意加入していることが確認できること、iii) その前後の同手帳記号番号の被保険者についても、同年6月又は同年7月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、同年6月に払い出されたものと推認でき、これらの状況は申立人の主張とは一致しないほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、当該期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられるとともに、申立人からは、申立期間に国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していたとする主張以外に具体的な供述が得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年7月まで

私は、申立期間について、国民年金の加入手続に関しては覚えていないが、自宅に国民年金保険料の納付書が送付され、その納付書によりA市B区役所の窓口で保険料を納付したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、自宅に国民年金保険料の納付書が送付され、その納付書により申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成7年5月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の電算記録により、申立人の全ての国民年金被保険者資格得喪記録が平成7年5月に記録されたものであることが確認できることから、申立人はそれまで国民年金に未加入であり、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料の納付書が作成されることはなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年春頃から 44 年頃まで

申立期間については、A市にあったB社（当時は、C社）にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 4 月 23 日から同年 8 月 4 日までの期間、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い。

また、当該事業所は、「当社は、昭和 34 年にC社として設立され、43 年 6 月にB社に商号変更し現在に至っている。従業員には国民年金に加入してもらっており、これまで社会保険事務所（当時）及び年金事務所に厚生年金保険の適用事業所の届出を行ったことはないので、給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。なお、申立期間当時の資料は保存されていないので、申立人の勤務実態については分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚二人の名前を挙げているが、当該事業所は当時の資料は保存されていないため、この二人が勤務していたか否か分からないと回答している上、オンライン記録を確認したものの当該二人を特定することができないことから、いずれの者からも申立人の申立てに係る事実を裏付ける資料及び供述を得ることができない。

加えて、当該事業所の当時の事業主及びD職一人は、オンライン記録によると、申立期間当時、国民年金に継続して加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4132 (事案 522、1424、2079、2080 及び 3619 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)C支店で勤務していた。当時は、毎年4月に昇給しており、また、高度経済成長時代でもあったので、申立期間の標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないので調査してほしいと再度申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

今回、申立期間について、新たな情報を提供するので、再調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の標準報酬月額は、昭和40年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、ii) 被保険者名簿によれば、同年5月1日改定の標準報酬月額が、その前の39年10月1日改定の標準報酬月額に比べ2等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の40年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、iii) 被保険者名簿によると、申立人の同年同月同日改定の標準報酬月額は、39年10月1日改定の標準報酬月額より1等級上がっており、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、被保険者

名簿により、40年10月1日において同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者4人のうち1人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、v) 申立人が前述の者に加えて名前を挙げた同僚5人のうち、被保険者名簿により、同年同月同日において当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者4人のうち3人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、vi) 被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は50年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるが、申立人から提出された「資格・賃金通知書」により申立人の基本給は確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、vii) 被保険者名簿によれば、49年9月1日改定の標準報酬月額が、その前の48年8月1日改定の標準報酬月額に比べ6等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の50年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、viii) 被保険者名簿によると、申立人の同年同月同日改定の標準報酬月額は、48年8月1日より3等級上がっていることが確認できることから、当該標準報酬月額の改定は妥当性を欠くものではないと判断できる上、申立人の厚生年金基金加入台帳に記載された標準報酬月額も被保険者名簿で確認できる記録と合致していること、ix) 上記同僚6人のうち、被保険者名簿により、50年10月1日において同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者5人のうち3人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、x) 申立人が上記の者に加えて名前を挙げた同僚5人全員についても、同年同月同日前後の標準報酬月額は申立人と同様に推移していることが確認できること、xi) 申立人が同社から入手した試算資料について、同社では、「当該資料は、申立人に対して和解のために提示した試算資料であり、当時の資料は保存されておらず、賃金台帳等による申立人の厚生年金保険料控除額に基づき作成したものではない。」としていること、xii) 申立人が保管する41年から43年までの期間並びに46年及び47年の源泉徴収票に記載された給与支払金額だけでは、当時は厚生年金保険料の控除の対象とはならなかった各年の賞与、燃料手当等の金額が確認できないことから、これらを除いた報酬月額までは推認できない上、各年の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額（昭和41年は1万7,261円、42年は1万8,467円、43年は2万1,489円、46年は4万9,932円、47年は7万1,788円）も、被保険者名簿で確認できる標準報酬月額に当時の厚生年金保険料率及び組合健康保険料率を乗じて求めた両保険料額並びに給与支払金額に当時の雇用保険料率を乗じて求めた同保険料額を合計した額（昭和41年は1万7,146円、42年は1万8,357円、43年は2万1,435円、46年は4万9,600円、47年は7万1,592円）と、いずれもほぼ合致すること

が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 21 日付け、同年 10 月 30 日付け、22 年 6 月 11 日付け及び 23 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出することなく、「昭和 52 年 6 月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚した。当該事務担当者とは担当地域が異なる別の事務担当者が取扱いを行っていた D 地区及び E 地区における社員の標準報酬月額が下がっていないはずであり、当該事実について記憶していると思われる同僚 8 人の名前を新たな事情として提出するので再度調査してほしい。」と主張していることから、当該事業所に照会したところ、「当該事実は無かった。」と回答している上、オンライン記録により、前記の同僚 8 人のうち、個人が特定でき、生存及び所在が確認できた 7 人に照会したところ、3 人から回答を得られたが、いずれの者からも申立人の主張について確認できる供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時に A 社 F 支店又は同社 G 支店(昭和 46 年 12 月 1 日に A 社へ名称変更)において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 60 人の標準報酬月額について確認したところ、そのうち申立人と同じく昭和 40 年 10 月 1 日又は 50 年 10 月 1 日に直前の標準報酬月額より低く改定されている者が 45 人確認できることから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4133 (事案 2953 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 1 日から 5 年 8 月 21 日まで
② 平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていた。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、追加資料として、平成 7 年度分と 8 年度分の所得証明書を提出するので、再調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は、平成 19 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①当時の代表取締役及びB職の併せて二人に照会したが、回答は得られないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により同社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、C県内に所在が確認できる同僚 7 人の併せて 8 人に照会したところ、3 人から回答が得られたものの、いずれの者も申立期間①に係る給与明細書を所持していない上、厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかったこと、iii) オンライン記録により、申立人と同時期に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 188 人のうち、1 年以上の被保険者記録が確認できる 21 人(申立人を含む。)について、標準報酬月額の推移を確認したところ、いずれも 15 万円から 26 万円の範囲で推移しており、申立人の標準報酬月額を含めて、特に不自然な点はみられない上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無いことな

どの理由から、既に当委員会の決定に基づく22年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は申立期間①について、新たな資料等を提出することなく、「A社では、3か月でD職になり、給与は基本給と役職手当を含め40万円以上であり、歩合給を含めるとそれ以上であった。標準報酬月額が低額となっているのは、納得できない。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、自身の名前を記載した同僚照会を希望していないことから、当該事業所において申立人と同時期の平成3年1月から同年12月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者315人のうち、資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額の15万円であり、5か月後の随時改定で20万円となっている13人及び申立期間①にA社本社、同社E支店、同社F支店に勤務していたと思われる7人の計20人に申立人の名前を明らかにしないで照会したところ、4人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立期間①における厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述を得ることができなかった。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、G社（現在は、H社）は、平成19年12月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の代表取締役及びB職3人の併せて4人のうち3人は所在が不明であり、残る一人からは回答が得られないことから、申立人の申立期間②の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により、申立期間②当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚7人の併せて8人に照会したところ、二人から回答が得られたものの、いずれの者も同社における申立期間②に係る給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料の控除についても具体的な供述を得ることができなかったこと、iii) オンライン記録により、5年3月から同年11月までに同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む同僚19人の標準報酬月額は、被保険者資格取得時の標準報酬月額が20万円と記録されている上、各々標準報酬月額が定時決定月まで変わっていないことが確認できること、iv) オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、訂正された形跡が無く、申立人以外の被保険者の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく22年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、平成7年度及び8年度の所得証明書の写しを提出したが、同証明書には厚生年金保険料控除を示す記載は見当たらない。

また、申立人が新たに名前を挙げた同僚二人及び当初の申立て時に回答が得られなかった同僚一人の計3人に照会したところ、当該3人の供述から申立人の報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であったことがうかがえるものの、いずれの同僚からも申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所において、平成5年2月から同年11月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者42人のうち、標準報酬月額の随時改定又は定時決定が確認できる者14人に申立人の名前を明らかにしないで照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「当時、I職の入社時の基本給は20万円であった。歩合給は個人差があり、1年目の給与総額の見通しが立たないため、社会保険事務所（当時）に算定基礎届について給与台帳を持参して相談したところ、1年間の歩合給を12で除して平均額を算出し、基本給と併せて算定基礎届を提出するようにと指導を受けた。」と具体的に供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が、厚生年金保険被保険者資格を取得した翌年の定時決定において最高等級（53万円）となっていることが確認できる。

加えて、前述の回答を得られた3人のうち、申立人と同職種の同僚一人から申立期間②当時の給与明細書が提出されたが、基本給とI職給は別々に支給されていることが確認でき、基本給に係る明細書に厚生年金保険料額が記載されているところ、当該金額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録と一致している上、I職給に係る明細書からは雇用保険料及び所得税のみ源泉徴収されていることが確認できることから、当該事業所では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を源泉控除していたものと考えられる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、両申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 9 月 6 日まで
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 11 月 21 日から 41 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 16 日まで
⑦ 昭和 43 年 1 月 25 日から同年 8 月 16 日まで

申立期間①はA市内にあったB社に、申立期間②はC町内にあったD社又はE社に、申立期間③は同町内にあったF社に、申立期間④はG町内にあったH社に、申立期間⑤はI市内にあったJ社に、申立期間⑥及び⑦は同市内K地区にあったL社にそれぞれ勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「中学校を卒業後、A市内の定時制高等学校に入学し、昼間は同市内にあったB社に勤務していた。」と主張しているが、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社と考えられる事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無い上、法務局に確認したものの、同事業所が法人登記されていたことは確認できない。

また、A商工会議所のほか、M協会及びN協会に照会したものの、B社と考えられる事業所が存在していたことを確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主について、姓のみを記憶しており、このほかに、当該事業主の子の名前を挙げているものの、いずれも個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間①当時の同僚4人の名前を挙げているものの、いずれも個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C町内にあったD社又はE社に勤務していた。」と主張しているものの、事業所名簿及びオンライン記録によると、D社又はE社と考えられる事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は無い。

また、商業・法人登記簿謄本により、申立人が供述しているD社又はE社の所在地において、O社が平成15年に設立されていることが確認できたことから同社に照会したところ、「申立期間②当時は、現在の事業主の父が経営する個人経営の事業所であったが、申立期間②当時の資料が保管されておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が勤務していたか否か不明である。また、当社は、申立期間②当時から現在まで従業員に厚生年金保険を適用したことはない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間②当時の同僚二人の名前を挙げているものの、いずれも姓のみしか記憶していないことから、個人を特定することができず、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C町にあったF社に勤務していた。同社は、P社C工場に納入するQ品の仲買業者であった。」と供述しているところ、同町内において事業所の名称が類似するR社は、「当社は、申立期間③より後に設立されている。申立人が勤務していたとする事業所は、当社ではなく、P社と取引をしていたS社であると考えられる。」と回答しており、また、当時、P社C工場に勤務していた者は、「P社C工場は、Q品を原料とした製品を製造しており、その後にS社の事業主となった者からQ品を貯蔵するための倉庫を賃貸借していたと記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間③当時に勤務していたとする事業所は、S社(株)であると推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、S社は、昭和

41年2月14日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間③当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、S社は、「当時の資料が何も残っておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が勤務していたか否か不明である。しかし、申立期間③当時は個人経営の商店であり、厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと考えられる。」と回答しているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和41年8月25日に設立されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間③当時の同僚二人の名前を挙げているものの、いずれも個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「G町内にあったH社に勤務していた。」と主張しているものの、事業所名簿及びオンライン記録によると、H社と考えられる事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無い上、法務局に確認したものの、同事業所が法人登記されていたことは確認できない。

また、申立人は、当時の同僚として、事業主の子の名前を挙げているところ、現在、G町内において営業していることが確認できるH社の事業主は、「申立期間④当時のH社は、既に死亡した私の祖父が事業主となっていた個人経営の事業所であった。申立人が名前を挙げているのは、事業主の三男である私の父であり、同事業所には、父のほかに事業主の長男が勤務していた。その後、同事業所は事業主の長男が後を継いでいたが倒産しており、事業主の長男及び私の父も既に死亡していることから、当時の状況は不明である。現在のH社は、父が新たに設立した事業所であり、申立期間④当時のH社とは別事業所である。」と供述していることから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、上記当時の事業主の子二人は、いずれも申立期間④における厚生年金保険の加入記録が無く、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、従事業務に関する申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、申立期間⑤においてJ社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、J社は、「申立期間⑤当時の資料を保存していないことか

ら、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答している上、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人は、「J社においては、アルバイトのT職として勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立期間⑤に同社における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、所在が確認できた6人に照会したところ、このうち、T職として勤務していたとする5人全員が、「私は正社員として勤務していた。」と供述しており、申立人と同様に、アルバイトのT職であったとする者はいない上、これらの者からアルバイトのT職が厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したが、申立期間⑤において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥及び⑦について、雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間のうち一部の期間について、U社I支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「U社I支店においては、臨時社員として勤務していた。正社員となるための試験は受けていない。」と供述しているところ、同社同支店は、「当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。また、当時は、正社員以外に様々な雇用形態の者が勤務しており、厚生年金保険を適用させていなかった者もいたと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録により、当該期間において、U社I支店における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、所在が確認できた4人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）に照会したところ、このうち一人は、「私は、正社員に採用されるまで臨時社員として勤務していたが、この期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」と供述し、他の一人は、「臨時社員の期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているとともに、オンライン記録によると、この二人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ21か月後及び23か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、事業主は、臨時社員について、採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、一定期間が経過した後同保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認できる。

さらに、U社I支店に係る被保険者原票を確認したが、申立期間⑥及び⑦

において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、当該期間において、被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑥及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間について厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 6 日まで
② 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 4 月 21 日まで

申立期間①は、A社に勤務しており、当時の給与月額は、残業手当を含めて6万円以上であったと記憶しているが、年金記録における標準報酬月額が2万6,000円となっている。

申立期間②は、B社（現在は、C社）の代表取締役として勤務しており、給与月額は150万円であったが、年金記録における標準報酬月額が9万2,000円となっている。

両申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、オンライン記録によると、昭和43年1月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、49年10月1日に解散している上、同社の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚4人の名前を挙げているところ、このうち生存及び所在が確認できた二人は、「申立人を記憶している。当時、残業時間は多かったと思うが、会社は、給与支給額のうち基本給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ていたと思う。私の年金記録における標準報酬月額は、当時の基本給の額とおおむね一致している。」と供

述している上、当該同僚二人からは、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間①及びその前後の期間における加入記録が確認できる同僚のうち、申立人と同年代の同僚13人の標準報酬月額を確認したものの、申立人の標準報酬月額だけが低額に記録されている状況は認められない。

加えて、A社に係る被保険者原票において、申立期間①における加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた4人（申立人が名前を挙げた同僚を除く。）に照会し、3人から回答が得られたものの、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述は得られなかった。

その上、A社に係る被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 オンライン記録によると、B社は、平成11年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年5月18日に、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が59万円から9万2,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「会社の経営状態が悪くなかったことは覚えているが、当時、私は日本全国で営業活動を行っており、標準報酬月額の訂正については知らなかった。」と主張しているものの、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②及び当該標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成11年5月18日において、B社の代表取締役であることが確認できるとともに、現在も継続して同社の代表取締役又はD職に就任していることが確認できる上、申立人も、「同社は、現在、C社となっているが、現在も私が社長である。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた当時のE部長は、「申立期間②当時、B社は、社会保険事務所に納付するべき保険料を滞納していたが、私は、年金記録を訂正する手続を行っていない。平成11年4月中には同社の事務所に立ち入れなくなってしまっており、その後のことは分からない。会社の経営責任者は申立人であった。」と供述していることを踏まえると、代表取締役である

申立人が、当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。